

## 不動産登記規則の一部改正（案）に係る意見書

日本行政書士会連合会

法定相続情報証明制度（仮称）の新設について、これまでご尽力いただいている関係者の皆様のご努力に敬意を表します。日本行政書士会連合会は、本制度新設の趣旨に賛同するとともに、本制度がより国民の利便に資する制度となるために、以下の意見を申し述べます。

1. 法定相続情報証明制度（仮称）の新設（そこで予定されている法定相続情報一覧図の作成及び法定相続情報一覧図保管の申出並びに法定相続情報証明書交付申出の代理人としての取り扱いを含む。）については、戸籍法の改正又は新法によるべきである。

（理由）

- （1）今回の改正は相続登記の促進を図る趣旨で新設が検討されているものであるが、そもそも相続財産は不動産に限定されるものでもなく、不動産を伴わない相続も多くある。また、この制度の新設にあたっては、被相続人の銀行口座の解約手続等への利用が想定されているなど、その利用範囲は広く、一般国民への影響は大なるものがある。

- （2）行政書士法1条の2における「事実証明に関する書類」とは、われわれの実生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書をいい（文書偽造の事件ではあるが大判大正9年12月24日刑録26-938）、法定相続情報一覧図もこの事実証明に関する書類に該当すると解される。

この事実証明に関する書類の作成は原則として行政書士の独占業務であり（行政書士法19条1項本文・21条）、法律事務の範疇に属するものであれば、弁護士も行政書士の業務独占が解除され作成することができる（行政書士法19条1項ただし書き・弁護士法3条）ところである。

法定相続情報一覧図の作成は法律事務の範疇に属すると解されるので、本来、何らかの法律によってその作成が他士業にも認められるのでない限り、行政書士及び弁護士のみが作成できるものである。

- （3）以上のとおり、今回企図されている内容は、「不動産登記」「規則」なる法務省令の改正により可能などころではなく、特に（2）については、省令により法律の規制を解除するものとして、国の法体系を揺るがすものであり立法権の侵害との評価もなしうところである。それらは、戸籍法の改正又は新法によってのみ可能というべきである。

2. 法定相続情報一覧図の保管の申出及び法定相続情報証明書交付申出においては、各士業法において規定されている各士業の業務範囲内でかつ業務の遂行に必要な場合に限って利用できるように、申出書には各士業別にできる業務を明記しそれに従って利用できるようにするべきである。  
あわせて、虚偽の交付申出及び法定相続証明書の不正使用に関する罰則を課すべきである。

(理由)

もともと、援用されている戸籍法 10 条の 2 第 3 項では、それぞれの士業は受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができるのとされているのにとどまる。

しかしながら、今回の不動産登記規則の改正案においては、各士業の利用目的を明確に規定しておらず、単に省令の改正によって技術的に各士業に無制限に証明書の交付請求等の取り扱いが可能となるかのような誤解を生ぜしめる可能性がある。また、現在想定されている項目ごとのチェック方式では、各士業の業務範囲を逸脱した保管申出や交付申出がなされる恐れがある。よって、各士業の業務範囲に基づく利用目的を明確化するとともに、虚偽の交付申出や不正使用を抑止することを目的として罰則を設けることは不可欠である。

3. 法定相続情報証明制度（仮称）の所管を法務省（法務局）から総務省（市区町村役場）に移管すべきである。

(理由)

利用者の利便を考えるならば、日頃戸籍謄本等の交付を受ける市町村役場の窓口で、法定相続情報一覧図等の作成の相談から法定相続情報証明書交付申出までの一連の手続きが完結するよう、検討すべきである。

以上